

〈史料紹介〉

東京府文書「府治類纂 地輿」(その一)

横山 百合子

要旨

東京都公文書館所蔵「府治類纂」三七冊は、一八六八(明治元)年から一八七二(同五)年までの東京府行政にかかわる「法令格式ノ類」を、二六テーマに絞って編纂した地方法令集である。本稿で紹介する第十六冊「地輿」は、土地制度にかかわる法令類を収録するが、土地制度にとどまらず、近代移行期の都市史、社会史、政治史研究においても参照すべき興味深い史料である。

キーワード

東京府 土地制度 武土地 明治維新 記録課編修

「府治類纂」は、東京府が一八六八(同元)年から一八七二(同五)年までに発令した府行政に関わる「法令格式

ノ類」を二六のテーマごとに編纂したもので、現在東京都公文書館に所蔵されている。「府治類纂」は、なんらかの「法規性」をもつ文書（法令）²を集録した広い意味での地方法令集であるが、法令に関連する文書が数多く含まれ、近代移行期の都市史、社会史、政治史を見るうえでも示唆に富む歴史史料として注目される。本文三五冊、目錄二冊、合計三七の簿冊からなり、本稿では、そのなかから、維新时期都市行政の重要な柱であり、かつ明治維新史研究のなかでこれまであまり取り上げられてこなかった都市の土地行政にかかわる「地輿」（第十六・十七・十八冊）を紹介したい（本号で、第十六冊明治元年、次号以降で第十七冊明治二年、第十八冊明治三年を紹介する予定）。

一 「府治類纂」編纂の経緯

今日、日本の公文書行政は欧米・アジア諸国に比してきわめて貧困であるとしてその遅れが指摘されているが、日本において必ずしも古くから行政文書への関心が薄かったわけではない。本稿で紹介する「府治類纂」編纂に携わった明治初期東京府の行政文書等の整理・保存・編修機関の変遷をみると、明治元々二年の混乱期を除けば、一貫して専任の官員がおかれていたことがわかる。⁴

・ 明治元年 八月 府創設。二年初め、記録方頭取のもとに撰要掛・録事掛が設置されるが専任官なし。

・ 明治二年 十月十五日 日誌掛設置。「東京府日誌」作成。

一月一九日 日誌掛廃止。編修局編修掛設置。「東京府日誌」作成。

- ・ 同 四年 八月九日 編修局廃止。書記掛に編修掛を併設。
 - ・ 同 五年 四月一三日 書記掛中に編修課を設置。「官途必携附録」作成。陸軍省の例則に基づく地誌纂修。
 - ・ 同 六年 二月一八日 編修課を編修取扱と改称。
 - ・ 同 八年 一二月一三日 編修取扱を編修掛とし学務課に付属。
 - ・ 同 九年 一月一二日 編修掛、庶務課に付属。地誌掛を設置。
- 六月八日 編修掛を編修科とする。

・ 同一〇年 一月一五日 編修科を廃し、記録科中に編修を設置。

ここで、一八七七(明治一〇)年の記録科編修の人員構成をみてみよう。記録科編修は、科長として新たに八等出仕湯沢正直を据え、地誌担当(小宮山綏介・加治秀政・田村元登・宮本光生)、図表担当(吉村巖・近藤明德)、府史担当(横須賀安枝・若泉久成・吉見知彰)、百戯述略⁵⁾担当(榎徳鄰・斎藤幸成)、雑務担当(鈴木志重)の総勢一三人のほか写字四名、装工一名(非常置)からなる。科長湯沢正直は、後に『徳川十五代史』を著し帝国大学文化大学教授(国史)を勤めた旧水戸藩弘道館教授内藤耻叟(二八二六〜一九〇二)のことである。湯沢(内藤)は着任半年後の六月一二日には勸業課長に転任するが、同藩出身で後に内藤とともに『古事類苑』編纂に携わる小宮山綏介(一八三〇〜九六)を中心として東京府文書の整理・保存・編纂の作業が精力的に進められた。なお、斎藤幸成は『江戸名所図絵』、『武江年表』⁸⁾で知られる旧幕期江戸の草分け名主斎藤月岑(一八〇四〜七八)である。斎藤は翌十一年三月に死去するものの、この構成をみても、該期の行政文書への関心の強さとそれを支える陣容の充実が窺えよう。

記録科編修官らは、東京府がこれまでに行ってきた文書の整理・保存・編纂事業の全体を把握すると同時に、明

表2 「府治類纂」の内容

簿冊名	年代	内容	東京都公文書館 資料請求番号
府治類纂 第1冊	戊辰、己巳、庚午	政体	634.A4.1
府治類纂 第2冊	戊辰、己巳、庚午	制度	634.A4.2
府治類纂 第3冊	戊辰、己巳、庚午	会計	634.A4.3
府治類纂 第4冊	戊辰、己巳、庚午	布令	634.A4.4
府治類纂 第5冊	己巳、庚午	官員	634.A4.5
府治類纂 第6冊	戊辰、己巳、庚午	貫属	634.A4.6
府治類纂 第7冊	戊辰、己巳、庚午	警備 附消防	634.A4.7
府治類纂 第8冊	戊辰、己巳	聴訟	634.A4.8
府治類纂 第9冊	戊辰、己巳	断獄	634.A4.9
府治類纂 第10冊	庚午、辛未	聴訟・断獄	634.A4.10
府治類纂 第11冊	戊辰、己巳、庚午、辛未	囚獄 附徒場 両溜	634.A4.11
府治類纂 第12冊	戊辰	府務	634.A4.12
府治類纂 第13冊	戊辰	庶務	634.A4.13
府治類纂 第14冊	己巳、庚午	庶務	634.A4.14
府治類纂 第15冊	戊辰、己巳、庚午	貨幣	634.A4.15
府治類纂 第16冊	戊辰	地輿	634.A4.16
府治類纂 第17冊	己巳	地輿	634.A4.17
府治類纂 第18冊	庚午	地輿	634.A4.18
府治類纂 第19冊	戊辰	外国	634.A4.19
府治類纂 第20冊	己巳	外国	634.A4.20
府治類纂 第21冊	庚午	外国	634.A4.21
府治類纂 第22冊	戊辰	恒産	634.A4.22
府治類纂 第23冊	己巳	恒産	634.A4.23
府治類纂 第24冊	庚午	恒産 附授産場	634.A4.24
府治類纂 第25冊	己巳～壬申	開墾	634.A4.25
府治類纂 第26冊	戊辰、己巳	舟車	634.A4.26
府治類纂 第27冊	庚午	舟車	634.A4.27
府治類纂 第28冊	戊辰、己巳、庚午	郷村	634.A4.28
府治類纂 第29冊	戊辰、己巳	町会所	634.A4.29
府治類纂 第30冊	戊辰、己巳	戸籍	634.A4.30
府治類纂 第31冊	戊辰、己巳	社寺	634.A4.31
府治類纂 第32冊	戊辰、己巳、庚午	賞典	634.A4.32
府治類纂 第33冊	戊辰、己巳、庚午	祭典 附賀式	634.A4.33
府治類纂 第34冊	戊辰、己巳、庚午	学校病院 附天文台	634.A4.34
府治類纂 第35冊	戊辰、己巳、庚午	東幸 附行幸、行啓	634.A4.35
府治類纂 第37冊	戊辰、己巳、庚午	府治類纂総目録 2冊ノ内1 (東京行幸行啓・祭典賀式・ 政体制度・社寺・布令・貫属 ・戸籍・警備消防・会計・職 制・府務・庶務・学校)	634.A4.36
府治類纂 第36冊	戊辰、己巳、庚午	府治類纂総目録 2冊ノ内2 (聴訟・断獄・地輿・開墾・ 郷村・恒産・舟車・賞典・救 恤・町会所・外国・貨幣)	634.A4.37

*『東京都公文書館蔵書目録1(東京府分書一明治)』より抜粋。

*戊辰(慶応4=明治元年)、己巳(明治2年)、甲午(同3年)、辛未(同4年)、壬申(同5年)。

治一〇年の一年間に行った業務を「明治十年理事年表」1・2所収の「記録科編修第一回年報書」（以下「年報書」と記す）にまとめており、表1は、これを摘記したものである。東京府は、記録科によるこれらの作業をへて、同年末一二月二七日文書保存編纂に関する初めての規定である編綴例を制定、翌年一月施行した。⁹

「府治類纂」は、記録科編修が明治一〇年に編纂を終了したものの一つで、歴史的経緯の把握・整理が必要だと考えられた二六のテーマに即して、関係する法令・規則等を広く収集し編年体にまとめたものである。「府治類纂」の各簿冊のテーマは表2の通りである。¹⁰ただし、「年報書」では、「府治類纂」の対象期間を明治元年～五年としているが、多くの巻は明治三年までの記事が中心で、四年以降のものは、「府治類纂」を引き継ぐ「記事類纂」に採録されている。記録科編修が、「維新ノ際、法度簡易、庶事率略、府官理務ニ臨テ多クハ口伝耳受、其記載ニ頭ハル、者甚タ鮮シ、今当時ノ事ヲ録セントスルニ往々文書ノ闕略ニ苦シム」（「年報書」と述べているように、明治初年の文書は廃藩置県以降に比較すると簡略であり、「口伝耳受」も多かった。「府治類纂」は、そのようなまさに「往々文書ノ闕略ニ苦シム」過渡期を対象に編纂されたものであり、該期の東京府に関わる興味深い史料だといえよう。

二、「府治類纂」の特徴

「府治類纂」は以上のような経緯で編纂された法令集であるが、次の特徴をもっている。

第一に、府文書は、一般に府庁内各機関ごとに作成されるが、「府治類纂」は文書の作成機関にかかわらず、テーマに関係する諸文書を広く渉猟して抜粋・収録したものであり、そのテーマについての全体的な行政の展開が把握できる。

明治初年の統治行政は、身分制の枠組みのなかで行われていたために、同一行政であっても対象となる身分ごとに担当機関が異なり、作成される文書の内容も対象とする身分に限られていた。たとえば、明治四年以前の東京では、町人地、武士地、社寺地、公儀地といった空間の身分的分割が継続しており、土地行政も、原則として町人地は東京府常務局、武士地は屋敷改やしきかため（後、邸宅掛）、社寺地は社寺掛など異なる部局が担当した。「地輿」には、それらの諸部局に残された諸文書が担当部局を超えて抜粋・収録されており、空間の身分的分割がどのような経緯を経て解体していくのかを窺うことができる。筆者は、かつて別稿11において、維新政府による幕府倒壊から廢藩置県までの四年間の統治構造は、再編された身分制のもとでの統治という特徴をもっており、「四民平等」に象徴される近世身分制の解体は、身分制再編政策の孕む矛盾の帰結として明治四年以降展開してゆくと主張した。その点で、「府治類纂 地輿」は、空間の処理が身分別の諸機関によつてそれぞれ独自の原則のもとに行われ、さらにそのような身分別の処理自体が新たな矛盾を惹起し身分制が廃棄されてゆく様をよく示している。

第二に、冒頭で述べたように、「府治類纂」は地方法令集の一つであり、東京という一地域の研究素材としても興味深い。近代成り立ちにおける中央と地方の分離過程を示すという意味でも注目される史料である。

旧幕期においては、江戸町奉行は幕府中枢に参画し、その行政も幕府行政自体の一角を占めていた。これは、一領主たる徳川氏が同時に公儀を体現するという幕藩制国家の特質に由来するものであるが、このような中央と地方

の未分離というあり方は維新後の東京においても払拭されておらず、一八七一（明治四）年七月一四日廢藩置縣までの東京府は、旧幕期と同様に、太政官政府による国家機関の一部としても機能していた。東京府知事大木喬任は、同時に太政官政府の中樞を担っていたのである¹²。「府治類纂」は、そのような東京府の性格を反映し、国家機関と地方機関の分離が明確になる以前の過渡的な時期の特徴を示しており、この点からも興味深い史料といえよう。

第三に、「府治類纂」は、版本として一般に配布したりするものではなく、府庁内部の利用を想定して編纂されたと考えられる。その結果、府吏が常識的に理解できる部分—たとえば文書の起案から決裁までの経過を示す「カガミ」¹³—は省略される場合が多い。これは、読む際に若干注意が必要な点である。「廻し済」「伺済」という注記によって決裁済みであることが示される場合もあるが、一般には、同に対する指令がなく、決裁されたのかどうかは明記されない。これは、稟議過程を示す「カガミ」が省略されているのであり、原則として同通りに決裁・施行されたものとみるべきであって、差し戻しや加除訂正などが行われた場合には、それに関する記載がある。したがって、制定経過等を詳細に調べる必要がある場合には、各課掛レベルの簿冊に遡ってみる必要がある。各課掛レベルの簿冊は失われたものも少なくないが、常務局作成の「順立帳」¹⁴には比較的掲載されている場合が多く、また、本稿で紹介する「地輿」については、参照すべき簿冊として邸宅掛（後、租税課）作成の「摘要留」¹⁵をあげることが出来る。

三、「府治類纂 地輿」からみた維新期の東京

以上、「府治類纂」の成立の経緯と特徴をみてきたが、ここでは、内容紹介を兼ねて「府治類纂 地輿」から浮かび上がる維新时期東京の一端にふれてみたい。

「府治類纂 地輿」第十六（戊辰 目次番号「一六」）「徳川家臣并医師女中用達町人其外之もの受領地又は拝借地坪数并箇所書上之儀世話懸名主共へ達」(三〇頁) は、一八六八（慶応四）年、江戸の占領行政にあたった鎮台府の、旧幕臣・町人の拝領・拝借町屋敷土地に関する達・伺であり、①世話掛名主に対する旧幕臣受領町屋敷の調査指示（六月四日付）、②市政裁判所判事西尾遠江介ほか二名が、江戸知事烏丸光徳にたいして、土地命令案と町触案を添付して受領町屋敷土地案の決裁を求めた伺（六月二十五日付）が採録されている。②の冒頭には、烏丸知事が朱書により土地命令案に訂正を加えた後、西尾らが再伺し決裁を受けたことが記されている。

では、占領軍である江戸知事が下した土地命令とは、どのような内容のものなのだろうか。土地命令をみると、まず、旧幕府からの拝領地・拝借地は「悉ク土地被仰付」と厳しい措置が命じられている。しかし、それに続き、町屋敷経営による地代收入がなくなり難儀する者がいないとも限らないので、「格別寛大之御取置」により一年間地代收入を保障したうえ、朝臣となり新政府に帰順すれば「受領地是迄之通改被下置」る旨が明確に記されている。土地命令といっても、帰順すれば現状維持を認めるといふ施策だといえよう。戊辰戦争の最中であり、江戸（明治元年一〇月に東京と改称）統治に細心の注意を払わざるを得ない新政権が、当面ドラスティックな政策を行うべくもない状況が窺える。

ここでは、具体的に、「府治類纂 地輿」「六」と、その出典となった前述の「摘要留（目次番号「式」）を比較してみよう。まず、「摘要留」の冒頭部分を左に示す。

西尾遠江介殿

陸原慎太郎殿

え御相談もの

辰六月廿五日

（二字空白）

烏丸宰相殿え上ル、同日朱書之通御取直し之上、御下可有之候付、猶又下ケ札差申上候者ヲ以申上候処、朝政御一新之折柄江戸へと申迄之廉相除、其余最初申上之通相心得候様、同日七月四日被仰渡候事

⑨ 遠江助

南北 調役 ⑨

⑨ 大一郎

同 改正掛 ⑨⑨

⑨ 慎太郎

右を「府治類纂 地輿」「六」と比べると、傍線部分は「府治類纂」に転記されているが、それ以外は削除されていることがわかる。つまり、「府治類纂」では市政裁判所判事西尾ら三名が起案して烏丸知事に提出した形になっているが、実際に起案したのは旧町奉行所与力である南北調役・改正掛であり、かれらが、西尾や陸原に「御相談もの」すなわち起案上申し、西尾らはこれをそのまま烏丸知事に提出し同としたのである。「府治類纂」は、「カガミ」のうち手続きを示す部分を一部省略して収録したのであるが、その結果、占領下の江戸において新政府軍が旧町奉行所与力らの提起に依拠して統治を開始している状況が見えない形になっているといえよう。

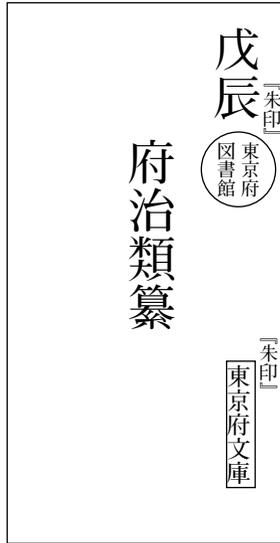
このような例をみると、「府治類纂」のような編纂物よりも、「摘要留」のような、一次史料ないしそれに近い史

料に直接あたるべきという考え方も成り立つであろう。しかし、「府治類纂」をはじめとする表1にあげた数多くの編纂物には、それらの一次史料にはない役割があるのでないだろうか。現在、東京都公文書館には、明治期府文書に限っても一万冊を超える簿冊が保存されている。しかし、記録科編纂官が維新直後を振り返って「今、当時ノ事ヲ録セントスルニ、往々文書ノ闕略ニ苦シム」と述べているように、必要な史料が残されているとは限らず、また残っていたとしても多くの簿冊のなかから必要なものを見つけ出せるとは限らない¹⁶。これにたいして、法令類をはじめ社会実態を示す諸文書を時系列に沿って編纂する「府治類纂」のような編纂物には、しばしばすでに失われた簿冊からの重要な記事が含まれている。また、史料自体の欠落を補うことができなくても、研究対象についての一定の見通しを与え、個別具体的な一次史料の理解に資する多くの有益な情報を提供するものは少なくない。なによりも、府行政の当事者として同時代を生きた東京府吏自身が、編纂という作業のなかで取捨選択し掬いあげた事柄は、該期の東京の実態およびそれに対する府行政の関心の在り処を明瞭に示している。例えば、本稿で取り上げた「府治類纂 地輿」は、一見些細な事柄の羅列にも見えるが、読み進めてゆくと、近代化の波のなかで敗北の運命を甘んじて享受したかにみえる旧幕臣らが、現実には東京での土地取得を実現し都市生活者としての重要なインフラを獲得していく軌跡が浮かび上がってくるのである¹⁷。「府治類纂」は、維新时期東京研究において興味の尽きない史料の一つだといえよう。

〔凡例〕

一、底本は、東京都公文書館蔵請求番号634.A4.16.17.18「府治類纂」第十六・十七・十八冊「地輿」である。

- 一、常用漢字を使用し、かなは、原則として現行の字体に改めた。
 - 一、朱書の部分は、『』で示した。校訂者による注記は、（ ）で示した。
 - 一、抹消または訂正の箇所は、原則として修正後の文字のみを採った。
- (表紙)



『朱印』
東京府
記録課
編集記

『朱印』
東京府
図書館

地輿

地輿ノ部

戊辰年 目録

『老』 一、徳川家臣并町人等受領町屋敷上地之儀ニ付布令

〔貳〕 一、元講武所附屋敷地代之儀ニ付伺書并調書

〔三〕 一、淺草藏前床店場所之儀ニ付受負人え申渡其外

〔四〕 一、上野山下床店之儀ニ付社寺裁判所判事え掛合其外

〔五〕 一、明キ屋敷草取掃除之儀調

〔六〕 一、徳川家臣并医師女中用達町人其外之もの受領地又は拝借地坪数并箇所書上之儀世話懸名主共へ達

〔七〕 一、右同断地代壹ヶ年受領主へ被下候儀ニ付調書

〔八〕 一、町地面取調ニ付旧幕府へ相触置候趣ニ基キ紛敷取計いたし候者之儀ニ付布令

〔九〕 一、武家屋敷へ商人差置候致間敷旨御布告

〔十〕 一、御廓内屋敷御用ニ付家作在来之儘差置可申云々之儀徳川家え御達書其外

〔十一〕 一、郭外受領屋敷御取上相成候而も家作之儀ハ御慈恵ヲ以被下候云々同済之趣諸向并徳川家へ達書

〔十二〕 一、旧幕府儒者林又三郎墓地之儀ニ付願

〔十三〕 一、大小藩屋敷箇所之儀ニ付再御布告

〔十四〕 一、旧旗下ニ而下屋敷有之其居住主農民ト相成候ハ、右下屋敷ヲ抱屋敷ニいたし不苦、尤相当之年貢上

納可致云々之儀御布告

〔十五〕 一、万石以上以下諸屋敷取調之儀当府へ取扱被仰出候儀ニ付弁事え打合并御沙汰書

〔十六〕 一、御府内上り屋敷之儀御郭内ハ家作被召上取壊不相成処、家作買取取壊候者有之趣相聞候ニ付世話懸

名主へ布令

〔十七〕 一、馬喰町四丁目統明地寄場附屋敷油捌所ニ受取度旨會計局判事へ掛合ニ付調

〔十八〕 一、駿河三位中将家来受領町屋敷上地之分地代納方之儀ニ付調

【十九】一、百姓之持地身分違之者買取候節ハ名代差出諸役相勤可申云々之儀御布告

【七】

御触

今般鎮台被差置候ニ付而ハ、徳川家臣ヲ始府下町人等ニ至迄、身分并由緒等ニ寄町地之内受領其外借地等申付有之分、惣而上地被仰出候、右は銘々兼而心得も可有之之義ニ付、速ニ地代金等之御所置可有之筈ニ候得共、左候而は彼是難義ニもおよひ候者も可有之ニ付、格別寛大之思食ヲ以、当辰壹ヶ年分は是迄之通地代被下候間、御趣意柄厚相守心得違いたす間敷候、尤受領地其外等ニ補理有之家作之分は、別段御沙汰無之候間、勝手次第取計不苦候事

但旧幕府より受領地有之者、朝臣相成候歟、町人ニ而も幕府以来引続鎮台府附御用相勤候ものは、受領地其外是迄之通被下置候義は改而被仰渡有之候間、銘々より早々市政南裁判所え坪数其外委細相認可申立候
右之趣受領地其外等有之候者共并町人共え、不洩様可触知もの也

辰六月

【一】

伺

市政裁判所判事

去ル安政元寅年以來、徳川元講武所御入用金として別紙町々同所附屋敷ニ申渡、請負人申付地代店賃等取、講武所役向之ものえ渡来候所、朝政御一新ニ付而ハ、右地所以来市政裁判所附ニ申渡、町名之儀も、講武所之名目有之候分は別紙朱書之通相改、地代其外取立方等は前々之通相心得、裁判所附御入用ニ相立可申哉と奉存候、右伺之通被仰渡候ハ、請負人共へも、是迄之通相心得且町名替等之儀も可申渡と奉存候、依之別紙壹冊入御覽、此段奉伺候、以上

辰六月

西尾遠江介

土方大一郎

陸原慎太郎

御附札

同之通 朱御小印

筋違橋御門外伝兵衛受負地東南角

一、坪数五百六拾坪余

通旅籠町家持

請負人 伝兵衛

壹ヶ年元上納金二百七拾三両三分

去ル酉年より丑年迄五ヶ年之間、三割減、願之通之申付、去ル子年より猶又引続減納願中

当時取立高

金百九拾壹両貳分永百貳拾五文

同断西角 『同断清兵衛受負地』

一、坪数八百六拾坪余

持場内住居

同 清兵衛

壹ヶ年元上納金三百五拾兩

前同断減納願中

当時取立高

金貳百四拾五兩

同断北角 『同断定作受負地』

一、坪数五百六拾坪余

本郷元町家主

同 定 作

壹ヶ年元上納金貳百四拾壹兩

前同断減納願中

当時取立高

金百六拾八兩貳分永貳百文

当時取立高三口

合金六百五兩壹分永七拾五文

今川橋埋立地

一、坪数三千三百九拾九坪余

神田仲町壹丁目栄次郎地借

同 惣右衛門

壹ヶ年元上納金五百八拾二兩三分

去ル戌年の子年迄三ヶ年四割減、願之上申付ル

減納高

金三百四拾九兩貳分九匁

八丁堀統高輪南町代地割残り地

一、坪数百七拾九坪余

本銀町壹丁目七兵衛地借

壹ヶ年上納

同 斎兵衛

金三拾三兩壹分式朱銀五匁八分八厘

丸山新町

一、坪數百六拾壹坪余

丸山新町家主

同 九郎兵衛

壹ヶ年上納

金五兩

『戊辰七月三日』

申渡

神田仲町栄次郎地借

惣右衛門

其方儀、旧幕府より受負申付置候今川橋埋立地講武所附屋敷、地代減納并年賦上納之分、去ル亥年より拾ヶ年割合上納之儀、先達而願出候ニ付相糺候処、事實無余儀次第も相聞ルニ付、請負高之義ハ去ル丑年より当辰年分迄四割減、并年賦上納之分は去ル丑年去々寅年式ヶ年延之上、去卯年より向拾ヶ年ニ割合上納之儀共、願之通申付ル間、納方等之儀は都而是迄之通相心得可申候

但以來講武所附町屋敷今川橋埋立地之儀、神田今川町と相唱可申候

新革屋町

名主 木村定次郎

神田佐久間町

同 忠次郎

右 町役人

右之通申渡候間、其旨可存

辰七月

申渡

通旅籠町

家持 伝兵衛

筋違橋御門外

講武所附町屋敷地所内住居

清兵衛

本郷元町

家主 定 作

其方共儀、旧幕府より請負申付置候講武所附筋違橋御門外町屋敷、地代減納并去々寅年分納殘金割納之儀、先達而願出ニ付相糺候処、事実相違も無之無余義次第モ相聞候間、請負高之儀は去卯年より当辰年分迄三割減上納申付、寅年分納殘り金之義は願之通り寅年より向七ヶ年割合上納之儀、願之通申付ル間、納方等之儀は都而是迄之通相心

得可申候

但、已來講武所附町屋敷之儀、筋違橋外上納地と相唱可申候

神田松永町

名主 仁左衛門

同所旅籠町

名主 善左衛門

右 町役人

右之通申渡ス間、其旨可存

辰七月

申渡

本銀町壹丁目

七兵衛地借 斎兵衛

丸山新町

家主 九郎兵衛

其方共儀、講武所附町屋敷ハ、八町堀統高輪南町代地割残地外々ケ所旧幕府より請負申付候間、納方等之義は都而是迄之通り可相心得候

右 町役人

右之通申渡ス間、其旨可存

辰七月

〔三〕

『戊辰六月廿七日』

申渡

通塩町吉助地借

万右衛門

其方儀、浅草御蔵前床店場所旧幕府より請負申付、壹ヶ年九百三拾六両ツ、上納致し来候処、物価高直ニ付、願之上、去ル子年より当辰年迄五ヶ年之間式割五分減納聞届相成、年々二月八月両度ニ其筋え納来候処、以来右床店之儀市政裁判所附ニ申付候間、上納金之儀、当辰半年分は式割五分減之高ニ而都而是迄之通相心得、市政裁判所え相納候様可致

浅草寿松院門前

名主

文次郎

同所平右衛門町

同

平右衛門

右之通万右衛門え申渡候ニ付、其方共右掛申付候間、入念可相勤

右 町役人

右之通申渡ス間、其旨可存

辰六月

浅草蔵前床場所銘目唱替并異変其外取計規則別帳添奉伺候書付

右床店掛

浅草元鳥越町

名主

文次郎

同所平右衛門町

同

平右衛門

元御蔵附床店場所、此度市政御裁判所附ニ相成、是迄之請負人通塩町吉助地借万右衛門引統請負被仰付候ニ付而は、右所銘目唱替并異変其外取計向心得方改メ、左ニ奉伺候

一、場所銘之儀、以来御蔵前床店場所と相唱候様可仕哉

一、右場所取締向異変其外都而取計方、去ル酉年十二月御当方え伺済別帳規則廉書之通差支も無之候間、据置申度奉存候、尤右伺済廉之内、聊不弁利之廉有之間、則別帳掛ヶ紙いたし入御覧候

一、床店場所上納金之儀、以来御月番市政裁判所え相納可申哉

一、床店特場内異変有之候節は、別帳廉書ニも有之候通、以来御月番市政御裁判所え申上候儀ニ相心得候得共、床店之儀ニ付、是迄御蔵方え申立候義は、請負人願書え床店掛り名主添書を以差出来り申候、右仕来之通相心得可申候哉、且右申立筋にて請負人罷出候節は、当人居町町役人差添不申、私共限り差添罷出申候、是又仕来之通り仕度奉存候

右件々御下知次第請負人え申渡候様仕度、依之別帳廉書相添奉伺候、以上

辰七月

右床店掛り

浅草元鳥越町

名主 文次郎

同所平右衛門町 同

同 平右衛門

附札按

床店場所銘之儀は、浅草床店場所と相唱、四ヶ条目地代上納方之儀は、当分之内其都度々前以当裁判所え伺之上相納、其外都而同之通相心得、去ル酉年同済廉之内、六ヶ条目床店場所え差置候定番人云々之廉は、掛紙之通相心得、其外都而同之通り相心得可申候事

辰七月

去ル酉年十二月同済相成候床店場所取計向心得方之覚

御藏附床店場所取計向心得方之覚

一、都而床店貸附候節、当人身元入念相糺、請人相立床受状取置可申事

但当人居町家主え承り合人别有無并名前肩書等相違無之様相糺可申事

一、床店借受候者共人別書之儀、銘々居町々有之候ニ付不及取調ニ、併其家主え引合家族人数は一応承り置、床店之方は借主当人名前渡世付并居町は何町誰店住居又は誰方同居と申儀半紙帳面ニいたし、老ヶ月限り増減取調此方共え差出可申事

一、床店は出商ひ場所之儀ニ付、借受候者共諸願筋公事出入御呼出し向等は勿論、其外都而身分ニ付候儀は、素より当人居町ニ而引受取計、床店場所ニ而は一切差構不脱之可申事

一、床店ニ而、食物其外何品ニ而も常住ニ紛敷見世構、大火焚候商壳体、惣而床店不相応之補理向堅為致間敷事

一、床見世え商ひ物等夜分差置候ニ付、番人留置候儀は格別、其外他所之もの止宿等一切為致申間鋪候事
一、床店持場内異變有之候節、請負人引請取計、御訴向等は、請負人居町町役人加判床店場所差配被仰付候名主與印ニ而可申立事

一、床店場所ニ差置候定番人共は受負人進退ニ付、身元入念相糺、受状取置候儀は勿論、此者共人別書は受負人居町召仕人別え差加置可申事

但此定番人は常住罷在候得共、番屋之儀ニ付、公事出入其外身分ニ付候儀は、都而町方之通受人方え引渡為取計、床店場所ニ而は一切引受申間敷事

一、床店之儀ニ付、素より焚火は不相成、其外火之元別而入念可申付置事

右之通無遺失相守、不取締之儀無之様可致候事

酉十一月

『七ヶ条目掛紙』

一、床店場所ニ差置候定番人共は、請負人居町人別之内え差加、召仕之廉ニ書、書出置候所、人数多ニも相成り、素より定番人之儀ニ付番屋ニ罷在候得共、内実妻子も有之、右等迄受負人方人別え書出し候而は不都合ニも相成候間、此廉以來相改、町々番人共家族扣店人別之振合ニ見合、番人初メ都而家族共控店之方え為書出、当人身分ニ付諸願公事出入御呼出し向等は、受人方え引渡候共、右店之方ニ而引受取計候共いたし、床店場所ニ而は一切引受申間敷事

『本文七ヶ条目同済之廉、以來右掛紙之通相改メ取計申度伺出候事』

〔四〕

〔戊辰七月〕

社寺裁判所判事御中

市政北裁判所判事

上野南大門町家主喜三郎義、是迄上野山下床店受負いたし、年々金百兩ツ、坊中年行事え差出候処、今般改、先前之通上納金いたし引続受負致度旨、当六月廿三日当局え申立候ニ付取調候処、右喜三郎義同廿九日田村権右衛門方より呼出之上、右床店上納金之義同人方ニ而取扱候ニ付、其段願書差出候様申渡有之候間、前書之通当局え願置候趣申立候上、書面差出候旨申立候、右は其御局ニて御取調有之候哉、又は於当局取調候様可致哉、御相談旁々及御打合候、否、早々御挨拶有之候様いたし度存候

辰七月

〔七月十二日〕

一、上野南大門町家主喜三郎より、上野山下床店当五月十五日上野御打払之節類焼仕候ニ付、有形之通補理仕度、且御冥加金は迄之通上納可仕段、去月廿九日田村権右衛門へ申立候ニ付、社寺裁判所え右願書幾日相廻し候哉承可罷出旨申渡候ニ付、右権右衛門方え罷出承り候処、当七月二日差出ニ相成當時同中之趣申渡段、届出ル

〔七月十九日〕

一、右同人え受負場所之義ハ、引続取締向相勤可申、且冥加金上納は、已来市政裁判所え相納候様可致、是迄之通月割ニ而、壹ヶ月金八兩壹分銀五匁宛仕来之通可相心得旨上野手代より申聞候旨、届出ル

上野山下床店受負人喜三郎義、同処兵火之節床店過半焼失いたし候ニ付、受負高減納願之義別紙之通申立、無余

義筋二相聞候間、願之通減納可申渡哉、此段相伺申候

辰十二月

乍恐以書付奉願上候

一、上野山下御受負人上野南大門家主喜三郎奉申上候、私義年来山下通床店八拾間半焼失仕候二付、有形通補理申度、且御受負之義も引統被仰付被成下置候様、当六月廿三日奉願上候処、御聞濟之上、十月二日御見分被成下置、床店普請取懸り、出来栄去ル十日御訴申上候へハ、翌十一日御見分被成下置難有仕合奉存候、仍之右御受負場上納金奉相納度、尤前々奉申上候通り、床店長百七拾間にて上納金壹ヶ年百兩宛、右月割二仕、壹ヶ月金八兩壹分銀五匁宛二相成申候処、先前床店八拾間半焼失仕候二付、納高左ニ奉申上候

山下通床店

一、長百七拾間

此御受負高

壹ヶ月 金八兩壹分ト銀五匁

但小間二付、銀貳匁九分四厘貳毛

内 八拾間半

右御請負高

壹ヶ月 銀貳百三拾六匁八分三厘壹毛

差引 八拾九間半

当五月十五日床店焼失仕候二付御差除奉願分

此受負高

上納ニ相成申候

五月半月分

壹ヶ月 銀貳百六拾三匁三分六毛

一、銀三十拾壹匁六分五厘四毛五糸

六月分

一、銀貳百六拾三匁三分九毛

七月分

一、銀貳百六拾三匁三分九毛

八月分

一、同

九月分

一、同

十月分

一、同

十一月分

一、同

十二月分

一、同

銀壹貫九百七拾四匁八分壹厘七毛五糸

為金三拾貳兩三分貳朱 銀貳匁三分七厘七毛五糸

右之通上納仕候、何卒來巳年正月分より先規仕來之通月割ニ而上納仕度、此段御聞濟偏奉願上候、已上

明治元辰年十二月廿四日

上野山下御受負人

上野南大門町 家主

納人 喜三郎

五人組 庄兵衛

名主權左衛門後見

七兵衛煩二付代

善兵衛

東京御府

〔五〕

〔戊辰六月〕

乍恐以書付奉申上候

一、番組人宿肝煎政次郎奉申上候、今般御曲輪内御大名様方御国入ニ相成候後、明御屋敷跡草取御掃除等無御座候

二付、往還道端草茂り塵芥捨有之候ニ付、右御場所草取御掃除方御受負見込御尋ニ付、左ニ奉申上候

一、大手御門外、下馬内北之方え平河御門、竹橋御門外、雉子橋御門内、御春屋前通一ツ橋御門内、御堀端通り東
え一ツ橋様御屋敷前通り、神田橋御門内、同所より南之方え龍之口迄、東之方え常盤橋御門内、南之方え土手通
り呉服橋御門、同所より西之方え御堀端土手通民政裁判所前龍之口迄、夫より和田倉御門、内桜田御門外、下馬

南之方え坂下御門外、西御丸大手御橋台より東之方え馬場先御門、南之方は御堀端通外桜田御門内、同所より東之方え土手通り馬場先御門内左右土手通、夫々日比谷御門、北之方え八代洲河岸通り龍之口迄、同所より東之方え水野肥前守様御屋敷前左右土手通り、鍛冶橋御門内、西之方え馬場先御門外、南之方え土手通り（手紙之）数寄屋橋御門内、北之方え大名小路通り細川越中守様御屋敷脇迄、西之方は日比谷御門内土州様御中屋敷前通り、其外諸家様御屋敷前通り、別紙絵図面朱引之通御場所草取掃除方仕度奉存候、右之段御調之上、何卒私被仰付被成下置候様奉願上候、以上

一、草刈人足雇賃銀飯料共

一、草取捨運送入足賃銀

一、船賃

一、草刈鎌

一、鍬

一、ほふき

一、くまで

一、もつこう

一、縄

右賃銀道具代草取捨運送入足船賃共、忝人二付

銀拾壹匁五分宛

被下置候様奉願上候、前書奉申上候通御座候間、何卒御取調被為在候上、御用向被仰付被成下置候様偏ニ奉願上候、以上

慶応四辰年六月

箔屋町

豊蔵地借

番組人宿肝煎

政次郎 印

市政裁判所宛

『戊辰七月十二日』

諸家当府屋敷追々引払、御曲輪内明屋敷多ニ相成候ニ付、道端等え草生茂り、中ニは往還え塵芥抔捨有之候得共、掃除等いたし候もの無之、宮様御在城御曲輪内見苦敷如何ニも御失体ニ有之、御威光ニも拘り候儀と奉存候処、御曲輪内変死人取片付方等、都而市政局え御委任相成、於私共難見捨置儀ニ御座候間、裁判所用向申付置候番組人宿肝煎箔屋町豊蔵地借人宿政次郎え、草取掃除受負之儀積書為差出候所、別紙之通申立、不相当之儀も無御座候間、受負申付、早々草為芥取可申と奉存候、尤人足遣高之取締等は、弥被仰渡候ハ、仕法取調、右御入用出方之儀等追而取調可申上候得共、差向裁判所御入用を以支払置可申と奉存候、此段奉伺候、以上

辰七月

西尾遠江介

土方大一郎

陸原慎太郎

『烏丸殿御印

朱印』

御曲輪内草取掃除等、番組人宿肝煎箔屋町豊藏地借政次郎え受負申付候儀、同之通被仰渡候間、明十四日迄追々為取掛申候、右は人足等御曲輪内え出入致し候儀ニ付、別紙御門々番兵隊長え其段御達可有之候、此段御達申候、以上

七月十三日

市政裁判所判事

下参謀御中

数寄屋橋御門

日比谷御門

鍛冶橋御門

馬場先御門

西丸大手御門

外桜田御門

坂下御門

和田倉御門

呉服橋御門

常盤橋御門

神田橋御門

一ツ橋御門

雉子橋御門

『明治元年戊辰六月四日』

組々世話掛名主共

江戸町地之内ニ而、徳川家臣を初、女中、医師、其外用達町人、平町人共、役義并身分ニ付、又は由緒ニ寄同家より受領并借地申付有之分、箇所坪数共急速取調、組々限部分ケ致し、有無とも来十五日迄ニ可申立事
右之通被仰渡奉畏候、仍如件

明治元年

戊辰六月四日

組々世話掛名主総代

木村定次郎 印

外五人 印

『戊辰六月廿五日』

烏山宰相殿え上ル、同日朱書之通取直し被仰渡候ニ付、猶又下札ヲ以申上候処、朝廷御一新之折柄江戸えと申迄之廉相除、其余は最初申上之通相心得候様、同七月四日被申渡』

朝廷御一新之折柄、江戸え鎮台被差置候付而は、江戸町地之内、徳川家臣ヲ始町人ニ至迄、惣而同家今受領或は借地其外等申付有之分、悉ク土地被仰付候義と奉存候、右は御一新之折柄銘々心得も可有之義ニは御座候得共、積年地所受領等罷在候者、速ニ地代等不被下様相成候而は、差向難義及び候族も無之とは難申、兼て御仁徳之御趣意をも不弁彼是苦情申唱候もの等出来仕候而は、却而御厚政之根元ニも違候間、寛大之御処置ヲ以、当辰壹ヶ年分之地代は是迄之通り被下置候ハ、格別御仁徳貫通仕可然御義と奉存候、尤朝臣被仰付候面々は、徳川より申付有之候受領地等改而拝領被仰付被下置候事と心得可申哉、依之別紙徳川亀之助え之被仰渡書、江戸町々え御触書共相添、

此段奉伺候、以上

辰六月

西尾遠江介

土方大一郎

陸原慎太郎

下ケ札

壹 其外と申上候は、預地寄附地等申付有之候者を申上候義ニ御座候

駿州江移候ものも、江戸ニ罷在候者も、当壹ヶ年分之地代は受領主え被下候見込を以申上候義ニ御座候、右

貳

は地代先納等申付候族も可有御座哉ニ付、本文之通申上候義ニ御座候

徳川亀之助

家来え

朝政御一新ニ付、江戸え鎮台被差置候ニ付而は、徳川家臣を始、医師、奥女、其外用達町人、平町人等ニ至迄、役義并身分ニ付、或は由緒ニ寄江戸町地之内受領其外借地等申付有之分、今般上地被仰出候間、其段可申渡候、尤右御沙汰之趣、御一新之折柄兼而心得も可有之儀ニ付、地代金等之義速ニ御取置可有之処、左候而は積年受領罷在候儀ニ而差向難儀およひ候ものも可有之哉ニ付、格別寛大之御所置ヲ以、当辰壹ヶ年分之地代は是迄之通被下置候間、其段も可申渡候、且朝臣被仰付候輩、受領地是迄之通改被下置候儀、改而被仰渡候事と可心得事

但先前相對を以買求候抱屋敷地等は御構無之積、受領地并借地等ニ補理有之家作之分ハ別段御沙汰無之間、銘々勝手次第たるへく、且上地被仰付候もの方、今速ニ地所引払候ニハ不及候事

『戊辰七月六日』

町触

今般鎮台被差置候ニ付而は、徳川家臣を始府下町人等ニ至迄、身分并由緒等ニ寄町地之内受領其外借地等申付有之分、惣而上地被仰出候、右は銘々兼而心得も有之儀ニ付、速ニ地代金之御所置可有之筈ニ候得共、左候而は彼是難義および候ものも可有之ニ付、格別寛大之思召を以、当辰壹ヶ年分は是迄之通り地代被下候間、御趣意柄厚く相守、心得違いたす間敷候、尤受領地其外等ニ補理有之家作之分ハ別段御沙汰無之候間、勝手次第取計不苦候事

但旧幕府より受領地有之もの、朝臣相成候歟、町人ニ而も幕府以来引続鎮台府附御用相勤候ものハ、受領地其外是迄之通被下置候義は改而被仰渡有之候間、銘々々早々市政南裁判所え坪数其外委細相認可申立候
右之通受領地其外有之候もの并町人共え不洩様可触知もの也

辰六月

〔七〕

江戸町中名主共

今般鎮台被差置候ニ付而ハ、徳川家臣を始惣而町人ニ至迄、同家々江戸町地之内受領地或は借地預り地其外等申付有之分、今般上地ニ被仰出候間、其段可相心得事

一、右上地被仰付候上は、地代金等之義、直ニも御所置可有之処、左候而は差向及難儀候者も可有之ニ付、格別寛大之思召を以、当辰壹ヶ年之儀は是迄之通被下置候事

一、徳川家臣ニ而朝臣被仰付候面々は、受領地上地之御沙汰無之、町人ニ而も旧幕府以来引続如元鎮台府御用相勤候ものは、受領地是迄之通と心得、右体之類ハ早々取調可申出候

一、来巳年より地代上納方等之儀は取計方相伺可申候

辰七月八日

〔八〕

〔戊辰七月六日〕

町触

旧幕府より、受領町屋敷之儀ニ付、今般相触候趣も有之候処、当春幕府より、武家屋敷町人共え貸候儀、町屋敷同様心得不苦、拜領屋敷町屋敷共勝手次第ニ讓渡候而不苦旨申渡置候由ニ而、此程町地面等取調有之趣及承、彼是紛敷取計致し候ものも有之趣相聞、以之外之事ニ候、此上取調之節紛敷取計いたし置候ものハ、急度可及沙汰候間、心得違致間敷候

辰六月

〔九〕

〔戊辰七月〕

武家屋敷ヲ商人え借候義は前々より嚴禁ニ有之候処、当春以来相弛ミ猥ニ町人え借置候趣ニ相聞候、右は人別調并支配所自他之差別を失ひ不取締之筋ニ付、已来は武家地え商人共差置候義一切難相成、是迄貸置候分も早々町地え引移候様可致候、若家来分杯申唱等困置者并人別紛敷もの差有之候ハ、^(置脱之)調之上急度可及沙汰候
右之通被仰出候間、向々江え被相触候

辰七月

〔町触

武家屋敷以下同文言

右之通武家方江御触出候間、町中不洩様可触知者也

辰七月

【十】

【戊辰七月】

徳川亀之助

重役え

御用有之候条、御廓内屋敷之分とも是迄在来之儘差置候様、御郭外建家之分は解除候共不苦候、尤抱屋鋪之儀は売
払候共勝手次第たるへく候、地面之義は売買等一切不相成候事

但脱走等いたし揚屋鋪相成候分は、一切其儘差置候様可致候事

辰七月

鎮台府

【十一】

【戊辰八月】

郭外受領屋鋪御取上ケニ相成候而も、家作之義は出格之御慈恵を以被下候事

但家作取崩候とも又は譲渡候而も不苦、差向相応之者も無之候ハ、其儘差置、其上ニ而譲渡候而も不苦、御用ニ
付被召上候屋敷有之候ハ、家作之儀は其節ニ至御沙汰可有之候、且右家作譲受候もの之儀は、是迄受領屋敷ニ
不相住身分之者たるへく候、尤拝領屋鋪可被下身分に而未タ屋敷無之者えは、願之上被下候積、拝領屋鋪有之候
向は、当分拝借相願候様可被致候事

一、郭内と相唱候場所、本町西北之方を限り候旨、最前申達置候処、東之方両国川筋、南之方芝口新橋川筋を限、
郭内ニ准し候事

右之通伺相済候二付、相達申候、御支配筋々え御達可有之候事

辰八月

東京府判府事

『戊辰八月』

覚

一、郭中屋鋪は家作とも被召上候事

一、郭外屋鋪地は被召上、家作之儀は出格之思召を以被下候事

一、大小藩共郭内ニ而屋敷壹ヶ所宛

一、郭外は拾方石以上屋敷貳ヶ所、其以下万石迄壹ヶ所宛

一、万石以下千石迄、郭内ニ而壹ヶ所宛

一、千石以下、都而郭内外ニ而壹ヶ所宛

但本文之趣若差支等有之候向は、其旨可申立、尤委細之儀は屋敷改掛え可被問合候

一、郭内と相唱候場所、本町通西北之方を限り候旨最前申達置候処、東之方両国川筋、南之方芝口新橋川筋を限、

郭内ニ准し候事

右之通被仰出候二付、相達候事

辰八月

東京府判事

『戊辰八月十五日』

一、大小藩とも郭内は屋敷壹ヶ所

一、郭外は大藩式ヶ所

但拾万石以上は式ヶ所也、其以下壹ヶ所

一、上士は郭内外屋敷壹ヶ所勝手可為

一、郭中之旗下家屋敷共御取揚之事

一、郭外拝領屋敷は御上地、家作は其家主被下候事

郭外受領屋鋪地御取上ヶ二相成候而も、家作之儀は出格之御慈恵を以被下候事

但家作取崩候共又は讓渡候而も不苦、差向相応之ものも無之候ハ、其儘差置、其上二而讓渡候而も不苦、若御用
二付被召上候屋敷有之候ハ、家作之義は其節ニ至御沙汰可有之候、且右家作讓受候者之義は、是迄受領屋敷ニ
可相住身分之者為へく候、尤拝領屋鋪可被下身分ニ而未屋鋪無之者えは、願之上被下候積、拝領屋鋪有之候向は、
当分拝借相願候様可被致候事

一、郭外二而も郭内同様相心得可申ヶ所、絵図面之通たるへく事

右之通伺相濟候二付、東京府判府事相達候事

辰八月

東京府屋鋪改

徳川亀之助殿

留守居中

【十二】

『戊辰八月 徳川亀之助家来より之書付副差出ス、右書付略ス』

拝領墓地之義ニ付奉願候書付

林 又三郎

私家之義は、祖先道春以来、代々儒業を以御奉公仕候間、死去候節は儒葬仕候事故、墓地として牛込山伏町ニおゐて千三百式拾六坪余元録年中被下置候、已来代々は勿論、家族共死去候節は同所所え儒葬仕置候他所之事故、今般御郭内外屋敷之義ニ付、被仰出候次第も有之候得共、右屋敷之義は前文之次第第二御座候間、私義駿府え引移候後連も、只今迄之通墓守として家来附置申度候間、其段鎮將府え被仰立、以後永世是迄之通墓地ニ被成置被下度奉願候、依之此段奉願候、以上

辰八月

附札 可為願之通候

〔十三〕

『戊辰九月廿三日御布告』

一、大小藩共郭内ニ而屋敷一ヶ所宛

一、郭外は十方石以上二ヶ所、其以下万石迄一ヶ所宛

右書面之通此度被下候事

但是迄受領屋敷引続拝領相願候向は、郭外斗りニ而も勝手次第たるべく候、尤南は芝口川通り、東ハ大川端通り
郭内ト相心得可申事

九月

一、郭中屋敷は家作とも被召上候事

一、郭外屋敷地は被召上、家作之義は出格御慈悲之思召ヲ以被下候事

右先達而相触候内、書面二廉は徳川家臣え申達候義二而、列藩関係無之候二付、為心得相達置候事

九月

『十四』

『戊辰十月十九日』

是迄旧旗下二而、下屋敷有之、其居住主農民と相成候ハ、右下屋敷を抱屋敷ニいたし不苦、尤相当之年貢上納可差出事

一、武家屋敷内を、支配受候者借地之義は、双方より其頭支配え可申立事

一、武家屋敷を借地致候者ハ、其身分百姓又ハ町人別ニ無之、支配を受候者たるへく候へとも、宮門跡方・堂上方家来又は諸藩家来、朝士（オウシ）家来之内、文武師範いたし候者并医師之分ハ、得と身分相糺、其筋分申立候ハ、御許容可相成候事

但上り屋敷拜借いたし候ものも書文（前）之通相心得、屋敷懸役所え可願出事

十月 『此規則追々相改候得共為見合存置候事』

『戊辰十一月』

今般万石已上以下諸屋敷取調并地調等之儀、已来当府おるて取扱候様被仰出候付而ハ、屋敷拜領及拜借等願出候儀

は、都而当府え御差廻し有之度、左候而地調相濟候上、万石以上ハ御官え御達し可申候条御心得可被成、此段御談致候也

十一月十八日

東京府

弁事御中

〔十五〕

〔戊辰十一月〕

東京府

万石以上以下諸屋敷取調并地調等之儀、以来於其府取扱候様御沙汰候事

但屋敷拝領及拝借等願出候節、都而行政官え相同、御議定之上、万石以上は弁事、万石以下は其府より伝達可有之候事

十一月

行政官

右之通行行政官被仰出候間、以来屋敷願等其外屋敷関係致し候儀は、当府え御掛合相成候度、此段御談いたし候也

十一月

東京府

会計官

軍務官

外国官

御中

〔十六〕

『戊辰十一月八日』

組々世話掛

名主共

今般御府内上屋敷之儀、御郭内は家作共被召上候義ニ而、取壊不相成旨兼而被仰渡も有之処、当今右屋敷家作買取取壊候もの有之候哉ニ相聞、且御郭外上ヶ屋敷売払相成候場所之内、外構石垣板塀垣根等ニ至迄、悉く取崩候も相見候得共、石垣は地所ニ付候儀ニ付、取崩不相成、板塀垣根等も取崩候而は地所境界紛敷不都合之儀も有之候間、以来御郭内上ヶ屋敷家作買取候義并御郭外之分は、石垣板塀垣根等外廻り之分取崩候義不相成候、自然心得違之者も於有之ハ、御沙汰之筋も有之候ニ付、右之趣市中不洩様吃度可相達事

十一月

『十七』

『戊辰十一月十五日 小印済』

御書面浅草御門内馬喰町四丁目統明地之義は、見込も有之場所取調中ニ付、今暫之間御見合有之候様致度、依之別紙絵図面返却及御挨拶候

辰十一月

東京府判事

東京府判事御中

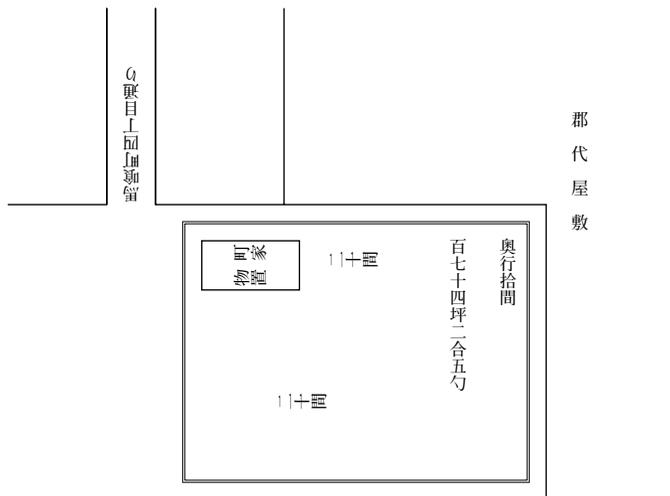
会計局判事

安政三辰年より、飯田町堀留御堀端ニ而地所請取、寄場製油売捌罷在候処、運送不弁理ニ付、右場所返地、代り浅草御門内馬喰町四丁目地統別紙絵図面朱引之場所、明地ニも有之、旁御差支も無之候ハ、寄場附屋敷油捌所ニ受

取申度、依之絵図面相添、此段及御懸合候

辰十月

郡代屋敷



馬喰町四丁目

月行事 善兵衛

右之者、馬喰町四丁目広場統明地新規上納町屋ニ被仰付度旨、先月十八日御訴訟奉申上候へは、訴状上ヶ置候様被仰渡候義ニ有之、然ル処今般御他向御用ニ相成、建物等出来候而は、町内之者難洪可申立も難計候間、尚得ト取調申上候様可仕候、依之此段申上候、以上

辰十月

馬喰町

名主 吉左衛門

馬喰町四丁目統明地寄場製油売捌所御取建相成候而も、同所於差支筋無之哉之旨御尋ニ付、左ニ奉申上候

一、馬喰町四丁目之義は、元禄頃町内間敷之内式拾九間程御用地ニ被召上、右跡広場并右続元柳原六丁目立跡明地、とも同町ニて奉願候、広場之義は、往來人混雜いたし候時入用相掛り候ニ付、右為助成元柳原六丁目立跡明地、葦簣張物講アヅ之類御願濟ニ而差置來り候処、当九月十八日、右明地百八拾坪之場所月行事善兵衛より新規町家ニ被仰付度旨御訴訟奉申上候得は、訴状上置候様被仰渡候義ニ有之、今般寄場製油売捌所御取建相成候而は、同町広場奉願候助成ニ相離レ難洪之趣ニ付、可相成御義ニ候ハ、同町月行事善兵衛より御訴訟奉申上候通、御聞濟被成下度旨申立候

右取調奉申上候、以上

辰十月

馬喰町

名主 吉左衛門

〔十八〕

『戊辰十二月』

駿河三位中将家来共之内、駿府移住又は帰田等いたし候者受領町屋敷上地之分地代店賃納方之義、別紙名主共え之被仰渡案取調相同申候、尤上地跡受負地又は買下地ニ願出候分も御座候間、又は庶務方ニ而取調、且又地代店賃取立之儀は出納方ニ而引受取扱候様、庶務方・出納方え被仰渡候様仕度奉存候
但武家之義は屋敷改主役之儀ニ付、一手ニ取調申上候様可仕候

辰十二月

『戊辰十二月三日申渡』

組々世話掛

名主共

駿河三位中将家来共之内、駿府移住又は帰田等いたし候者受領町屋敷之分、一般上地被仰付、地代店賃は来巳年正月迄御取上相成候間、是迄在来之通り地代店賃取集、当府え相納候様可致、猶委細之儀は追而取調之上可及沙汰

辰十二月

『十九』

『辰十二月十八日御布告』

拝領地并社寺等除地之外、村々之地面ハ素ヨリ都而百姓持ノ地タルヘシ、然上ハ、身分違ノ面々ニテ買取候節ハ、必名代差出シ、村内之諸役無支為相勤可申事

一、同断町分之地面ハ、向後都而町人名前之券状タルヘシ、然上ハ、身分違ヒノ面々ニテ買取候節ハ、必名代差出

シ、町内之諸役無支相勤サセ可申事
右之通相心得候様被仰出候事

「府治類纂 地輿 第十六冊」了(次号に続く)

〔註〕

- 1 東京都公文書館蔵604.A5.1「明治十年理事年表」1所収の「記録科編修第一回年報書」。
- 2 国立国会図書館「日本法令索引[明治前期編]」
(<http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/documents/hanrei/hanrei.html#01hani>)
1008年四月五日閲覧)は、明治前期の法令概
念について、「詔勅、布告、布達、達、沙汰、議定、決議、申達、通達、通知、内訓、判決等、その種別を問わず、その内容
に「法規性」が認められるもの」を法令としている。本稿でも法令を右の意味で用いる。
- 3 内閣府大臣官房長決裁により2003年四月発足した「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」
が同年一二月に発表した「諸外国における公文書等の管理・保存・利用等にかかる実態調査報告書」によれば、国立公文書館
職員数に限っても、日本四二人に対し、韓国一三〇人、中国五六〇人、アメリカ二五〇〇人、カナダ六六〇人と差が大きく、
その不十分さが指摘されている。
- 4 以下、注1史料による。
- 5 東京府知事楠本正隆の命による文化、風俗、芸能などの沿革調査と編纂。
- 6 一八七八(明治一一)年小石川区長、一八八六(明治一九)文化大学教授、一八九九(同三二)年宮内省囑託となる。
- 7 水戸藩考証史家小宮山楓軒の孫。のち『江戸会誌』編纂に携わる。
- 8 斎藤幸成については、東京都公文書館白石弘之氏のご教示を得た。

9 「解説明治期東京府の文書編さん保存制度について」(東京都公文書館「明治期東京府文書編さん保存関係規定集」一九八五年所収)。
 10 なお、明治前期の東京府による編纂物のうち、もつとも大部かつ体系的な性格をもつものは、詔勅、各官省使の告達、東京府の令達を網羅的に編纂した「法令類纂」である。「第一法令類纂」は、明治一〇年六月から同一四年二月まで足かけ五年を費やし、慶応三年から明治一〇年までの法令を五三の部に分け全百巻・凡例と総目次一卷に収録している。その後、「法令類纂」編纂は第五次まで行われた。「明治十年理事年表」に含まれる第一回年報書には、「法令類纂」に着手したとの記事がないが、「府治類纂」をはじめとする表一掲載の諸編纂物が、「法令類纂」の基礎資料とされたと考えられる。

11 拙著『明治維新と近世身分制の解体』山川出版社、二〇〇五年。

12 太政官政府の参与大木喬任は、明治二年五月一五日まで東京府府知事を兼任し、民部大輔となった同三年七月十日以降も、東京府御用掛として府政に深く関与している(『百官履歴』)。

13 西川誠「カガミの成立」(『日本歴史』六二八、二〇〇〇年、所収) 一二頁。

14 東京都公文書館蔵。常務局等作成の編年史料。一五六冊。

15 東京都公文書館蔵、RG5.B4.1・2。

16 二〇〇七年度に公開された東京都公文書館所蔵資料データベースによって、東京府文書の検索は容易になり、史料へのアクセスは画期的な向上を遂げている。現在、データベースによる諸史料の利用と編纂物からの情報を組み合わせることによって、明治前期東京研究の深化が一層期待される段階にあるといえよう。

17 近代移行期における身分制の変容・解体と土地制度の関係については、拙稿「解体される権力(仮)」(吉田伸之編『シリーズ伝統都市』第二巻「権力とヘゲモニー」東京大学出版会、近刊予定)において、「府治類纂 地輿」を素材として論じており、参照されたい。

〔付記〕本稿は、二〇〇八年度科学研究費基盤研究(C)「近代移行期都市社会における社会的結合の変容」による研究成果の一部である。